

議第二十二号議案

埼玉県被保護者等住居・生活サービス提供事業の適正化等に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例（令和元年埼玉県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第四十九条」を「―第四十九条」に改める。

第三条第二号中「第十一条第三号」を「第十一条第一項第三号」に改める。

第十六条第七項第二号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第三十六条に次の二項を加える。

7 市及び福祉事務所を設置する町村の長は、第二項の規定による届出がされていない疑いがある又は虚偽の届出の疑いがある被保護者等住居・生活サービス提供事業を行う施設を発見したときは、遅滞なく、その旨を知事に通知するよう努めるものとする。

8 市及び福祉事務所を設置する町村の長が無料低額宿泊所について前項の規定による通知を行う場合における同項の規定の適用については、同項中「第二項」とあるのは、「法第六十八条の二第二項」とする。

第四十一条第一項中「しない」を「せず、又は虚偽の届出をした」に改め、同条第二項中「知事は、」の下に「第三十六条第一項又は第二項の規定による届出をした」を加え、「第三十六条第三項」を「同条第三項」に改める。

第四十六条第一項中「第三十六条から第三十八条まで」を「第三十六条第一項から第六項まで、第三十七条、第三十八条」に、「、第四十八条及び第四十九条」を「及び第四十八条から第四十九条まで」に改める。

第四十八条の次に次の一条を加える。

第四十八条の二 第三十六条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第四十九条中「前条」を「前二条」に、「同条」を「各本条」に改める。

附 則

この条例は、令和七年九月一日から施行する。

令和七年六月二十四日提出

埼玉県議会議員

田村 琢実

同 武内 政文

同 吉良 英敏

同 中屋敷 慎一

同 立石 泰広

同 荒木 裕介

同 藤井 健志

同 渡辺 大

同 美田 宗亮

同 千葉 達也

提案理由

社会福祉法の一部改正を踏まえ、被保護者等住居・生活サービス提供事業の開始前に必要な届出をせず、又は虚偽の届出をした者に対し、罰則を課す等したいので、この案を提出するものである。